令和元年度 第24号（2月発行）

衛生だより

中央家畜保健衛生所
千葉　〒262-0011　千葉市花見川区三角町656
Tel：043-250-4141 （夜間・休日対応）
Fax：043-286-0090

未承認動物用医薬品の広告等に係る法令遵守の徹底をお願いします！

先日「ガンに効く」といった医薬品的な効能又は効果を標ぼうした犬猫用サプリメントを販売していた事業者が医薬品医療機器等法違反で逮捕されました。

医薬品的成分を含まないサプリメントであっても、**医薬品的な効能又は効果を標ぼうした場合は動物用医薬品と判断されます。** 未承認動物用医薬品について医薬品的な効能又は効果を広告した場合は医薬品医療機器等法第68条に抵触し、販売又は授与した場合は同法第55条に抵触します。

⚠ 動物病院のＨＰ、ブログ、ＳＮＳ、チラシやメールマガジン等で医薬品的な効能を標ぼうして動物用製品を紹介する行為も同法に抵触する可能性があります。罰金以上の刑に処せられた獣医師は、獣医師法に基づき、免許の取消又は業務の停止という行政罰が付加されます。

獣医療法による広告制限にも気をつけましょう！

獣医療法では技能・療法に関する広告や費用に関する広告を禁止しています！

例えば…

- ノミ・ダニ予防
- ○○病の検査、治療
- 手術
- 画像診断

→ **技能・療法に該当**

- 健康診断無料
- ワクチン接種１０％割引

→ **費用広告に該当**

※獣医療法による広告制限の対象は、テレビ・ラジオＣＭ、新聞広告、チラシ、ダイレクトメール、インターネットの広告サイト、ＳＮＳ等です。

他にも様々な広告に関する規定があります。
広告を出す際に不明な点があれば家畜保健衛生所にご相談を！